

**地域包括支援センター運営業務委託
見直しのポイント
(平成30年度～平成35年度)**

＜平成29年第3回定例会予算案＞

**平成29年9月
熊本市 高齢介護福祉課 地域包括ケア推進室**

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- （その他）
- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- （その他）
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

次期契約期間における「ささえりあ」に期待する重点的取組【案】

【1. 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化】

三職種の質・量の確保と
地域ケア会議（医療・介護の専門職等による個別課題検討）の充実



地域のケアマネージャーの資質向上と
自立支援・重度化防止の理念の普及・啓発と実践



介護事業費の適正化

【2. 生活支援コーディネート機能の強化】

専任生活支援コーディネーターの配置と
協議体（自治会・老人会・民生委員等による地域資源開発）の充実



地域課題の抽出・資源の掘り起こし
多様なサービス（有償ボランティアの活用等）の開発・支援



介護事業費の軽減

「ささえりあ」委託料算定の主な見直し内容【案】

平成29年第3回
定例会審議中

【1. 三職種の単価基準】

@4,500千円→ 引き上げ

【2. 三職種の配置基準】

- ①高齢者6,000人以上の圏域は、高齢者2,000人ごとに三職種 1 人を配置
- ②大規模圏域の区分を新設（現：9,500人以上⇒新：12,000人以上）
- ③国の基準・他都市の配置状況から相談員は削減（補助員に改称）

【3. 専任生活支援コーディネーターの配置】

- ①専任職員の配置し、一定の実務経験、国・県等の研修受講を条件に報酬単価を増額
- ②@2,000千円→ 引き上げ

【4. 生活支援コーディネーター配置経費を一括計上】

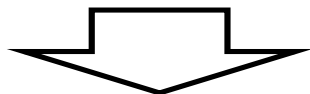
- ①ささえりあ業務との一体的契約により継続的・安定的な高齢者支援を実施

ささえりあ職員配置基準の見直し【案】

A. 現在の配置基準

圏域内高齢者人口区分	職員配置（人）		
	三職種	相談員等	コーディネーター
3,500人未満	3	1	1
3,500人以上5,000人未満	3	2	1
5,000人以上6,000人未満	3	3	1
6,000人以上6,500人未満 ※	<u>4</u>	<u>2</u>	1
6,500人以上8,000人未満	<u>4</u>	<u>3</u>	1
8,000人以上9,500人未満	<u>4</u>	<u>4</u>	1
9,500人以上	<u>4</u>	<u>5</u>	1

※高齢者人口が6,000人以上の圏域において相談員1名に替えて専門職を配置（+2,500千円加算）した場合



B. 新配置基準

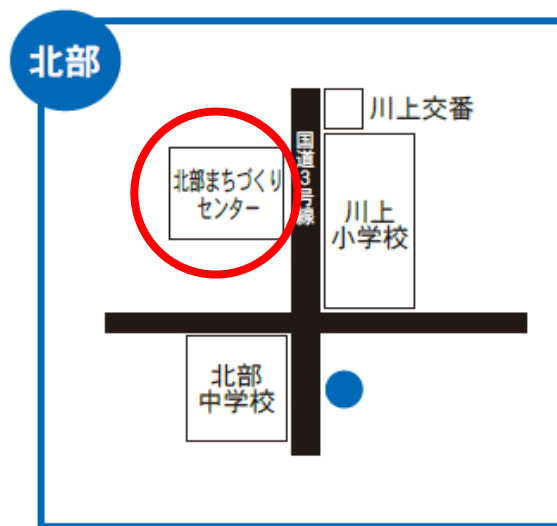
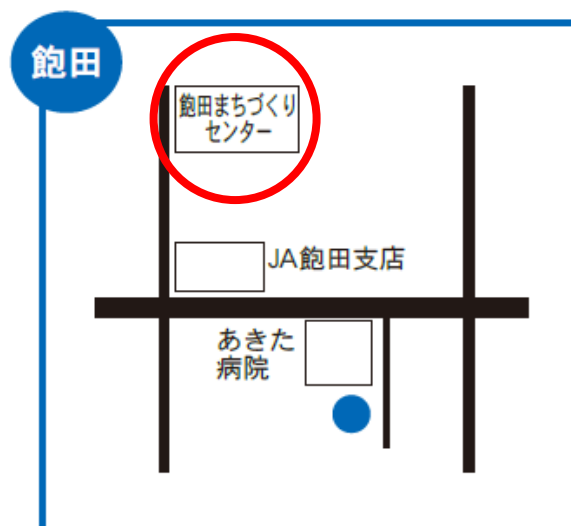
圏域内高齢者人口区分	職員配置（人）		
	三職種	<u>補助員</u>	コーディネーター
<u>3,000人未満</u>	3	1	1
<u>3,000人以上4,500人未満</u>	3	<u>1</u>	1
<u>4,500人以上6,000人未満</u>	3	<u>1</u>	1
<u>6,000人以上8,000人未満</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	1
<u>8,000人以上10,000人未満</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	1
<u>10,000人以上12,000人未満</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	1
<u>12,000人以上</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	1

※実務経験を持ち、研修を修了した専任職員を配置する場合

まちづくりセンター（2箇所）への設置【案】

2つの「ささえりあ」については、近隣の「まちづくりセンター」内に設置し、まちづくり担当職員と高齢者相談窓口の連携体制の強化を図る。

センター名	担当圏域（小学校区）	設置場所
南 4	飽田東、飽田南、飽田西	飽田まちづくりセンター
北 2	川上、西里、北部東	北部まちづくりセンター



●現在のささえりあ